

役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク TAMA（以下「本団体」という。）の定款第18条に基づき、本団体の役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、本団体を主たる勤務場所とする者をいう。また、常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3) 常勤の監事とは、監事のうち、本団体を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(役員報酬)

第3条 理事、監事の役員報酬は支給しない。

(費用)

第4条 役員が負担した費用については、これの請求があつた日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議で行う。

附則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。（令和4年5月27日 総会決議）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。（令和6年5月28日総会決議）